

でんさいネットのご利用の際の留意事項について（でんさいライト用）

この書面は、でんさいネットに関する重要な事項を説明しております。
ご契約される前に、ご確認いただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。

1. でんさいライトサービスについて

- インターネットに接続できる環境があれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットを通じてでんさい*1 をご利用いただくことができます。（専用のアプリをインストールする必要はありません。）
- 基本手数料はかかりません。

2. 利用料（手数料）について

- でんさいライトを利用して記録請求を行う場合およびFAX通知を利用する場合には、(株)全銀電子債権ネットワークが定める手数料を(株)全銀電子債権ネットワークにお支払いいただきます。（※予めお届出いただく手数料引落口座から所定の日に引き落とします。）
- 利用契約の解約または解除時において未払手数料等がある場合には、所定の引落日に手数料引落口座から引き落とします。
- 上記以外に、窓口金融機関*2 が定める手数料がかかる場合があります。（詳しくは窓口にお尋ねください。）

3. サービスの提供時間（営業日・営業時間）について

- 当金庫のサービス提供時間は、当金庫営業日の午前8時から午後7時までです。ただし、当日付で取り扱う記録請求の受付時間は午後2時までです。（※具体的なサービス提供時間や受付時間は、直接、当金庫窓口にお問い合わせください。）

4. 利用環境について

- でんさいライトは(株)全銀電子債権ネットワーク所定の環境でご利用いただく必要があります。利用環境については、(株)全銀電子債権ネットワークのウェブサイトをご確認ください。

5. 利用申込について

- でんさいライトサービスをご利用いただくに当たって、審査の結果ご希望に添えない場合がございます。
- ご利用開始に当たって、(株)全銀電子債権ネットワークからでんさいライトの管理者ID、初期パスワード等を記載した通知が発送されます。
- 保証利用限定特約はお取扱いしておりません。

6. でんさいライトでご利用できないサービスについて

- 単独保証記録*3 の請求・承諾
- 指定許可*4 先の登録
- 譲渡記録請求時の債権金額指定

7. 決済口座、手数料引落口座の届出および制限事項について

- 決済口座および手数料引落口座をお届けいただく必要があります。なお、お申込時における決済口座と手数料引落口座は同一の口座となります。

8. 利用者番号について

- お客様には、1 法人（個人事業主である場合には 1 人）につき 1 つの利用者番号を付与いたします。
- 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。

9. でんさいライトのユーザ管理等について

- お客様は管理者ID、利用者ID およびそれらに付随するパスワード、ご利用に当たって必要な機器等については、お客様ご自身の責任において厳重に管理する必要があります。
- お客様が管理者IDのパスワードについて、所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワードを入力した場合、事前に通知することなく、管理者IDの利用を停止します。なお、管理者IDの利用を再開するためには、所定の手続きが必要になります。また、管理者ID・パスワードを失念した場合は、所定の手続きを行うことにより再発行を申請することができます。

10. でんさいの発生（手形の振出に相当）について

- でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいを発生させる際の債権金額は、1 円以上 1 0 0 万円以下です。債権金額は 1 円単位で設定いただけます。なお、でんさいの受取に際しては、上記の金額制限は適用されません。
- でんさいの支払期日（手形のサイン）は、電子記録年月日（でんさい発生日）から起算して 3 営業日を経過した日以降で 1 0 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。

11. でんさいの譲渡（手形の裏書に相当）について

- でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証していただく取扱いになります。（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*5）、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。

なお、でんさいを譲渡する際には、1 円以上 1 0 0 万円以下の制限は適用されません。

- 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合には、原則として当該でんさいを保証する取扱いになります。

12. でんさいの分割譲渡について

- でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方ででんさいを譲渡することができます。（※例：1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円のでんさいを自分の債権として保有。）

- 分割のみの取扱いはできません。

13. でんさいの取消等について

- でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大 5 営業日（記録日から支払期日までの日数により異なります）の間、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます。（取消可能な期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）

14. でんさいの記録内容の変更について

- 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。
- でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金額を変更する場合、1 円以上 1 0 0 万円以下の範囲以内で変更いただけます。

15. 記録請求の制限期間について

- でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。（※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 3 営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。）

16. 電子記録および通知について

- (株)全銀電子債権ネットワークはお客様から記録請求を受け付けたこと等により、電子記録を行った場合、お客様から予めお届出いただいた電子メールアドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイト画面上での表示により、その電子記録の内容を通知します。（※口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を除きます。）

17. でんさいの決済（支払い）について（口座間送金決済*6）

- でんさいの決済（支払い）は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。
- 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。（※詳しくは、下記 19.「支払不能処分制度について」をご参照ください。）

- 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況（2024.11）

況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。

- 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。

- 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。

- 電子記録保証人*7 が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*8 を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。

18. 口座間送金決済の中止について

- 債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。

（※詳しくは、下記20「異議申立の手続について」をご参照ください。）

19. 支払不能処分制度（電子交換所の取引停止処分制度に相当）について

- 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合（支払不能）、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。

- 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。

- ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。
- ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。

- 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。

- 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

20. 異議申立の手続について

- 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。

- ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。（※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。）

21. でんさい割引申込等通知について

- でんさい割引の申込の受付および承諾の回答にでんさいライトサービスをご利用いただくことができます。詳しくは窓口へお尋ねください。

22. 記録事項の開示について

- 「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む。）とその窓口金融機関です。

- でんさいライトでは、最新債権情報開示（請求時点の債権の金額、支払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示請求）および定例発行方式の残高証明書の発行請求を行うことができます。

23. 届出とその変更手続きについて

- 以下の①～⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイト画面上でご入力いただくことにより(株)全銀電子債権ネットワークへの届出や変更を行うことができます。

- ① 利用者ID（管理者IDは含みません。）
- ② 利用者ID（管理者IDを含みます。）に係るパスワード
- ③ 利用者ID（管理者IDを含みます。）に係る携帯電話番号
- ④ 利用者ID（管理者IDを含みます。）に係る電子メールアドレス
- ⑤ F A X 番号
- ⑥ 記録請求の制限等の設定

- 上記①～⑥以外の事項については、窓口にお尋ねください。

24. 他の記録機関との関係（記録機関変更記録）について

- でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。

- なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

25. 記録請求等の方法の変更（チャネル移行）について

- でんさいライトサービスから窓口金融機関を通じて記録請求等を行う方法に変更することができます。変更手続きの方法等については窓口にお尋ねください。なお、お取扱いの状況により、直ちに変更できない場合もあります。

26. お客様のご都合による利用契約の解約について

- でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、窓口金融機関所定の手続きにより、窓口金融機関宛に解約をお申しいただくことができます。

- 解約の効力は、解約しようとするでんさいライトサービスの利用契約に係る以下の①～③のでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって(株)全銀電子債権ネットワークが確認した時に生じます。

- ① お客様を債務者とするでんさい
- ② お客様を電子記録保証人とするでんさい
- ③ お客様を債権者とするでんさい

27. 利用契約の解除について

- お客様が以下の①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、(株)全銀電子債権ネットワークおよび窓口金融機関はでんさいライトサービスの利用契約を解除することができます。

- ① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に該当した場合
- ② お客様の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ お客様の信用状態に重大な変化が生じたと(株)全銀電子債権ネットワークが判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を停止した場合
- ⑤ 2.の利用料等を2か月連続して支払わなかった場合
- ⑥ でんさいライトサービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると(株)全銀電子債権ネットワークが判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があると判断した場合。

- 解除の効力は、窓口金融機関がお客様に対し、通知する解除日に生じます。

【ご参考 1：説明に使用する用語】

項目	ご注意いただきたいこと
*1 でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
*2 窓口金融機関	でんさいネットに参加する金融機関のうち、お客様との間で利用契約を締結し、お客様の手続き等の窓口となる金融機関のことです。
*3 単独保証記録	単独保証記録とは、でんさいの譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録保証人が請求を承諾することにより記録されます。
*4 指定許可（機能）	指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、予め登録した取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。
*5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*6 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*7 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
*8 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

【ご参考 2：支払期日前後の記録の制限】

支払期日を基準とした記録請求日 （でんさいネット必着日） 各種記録請求と制限 （○：記録請求可能） （△：条件付で記録請求可能） （－：記録請求不可）						決 済 情 報 提 供 日		口 座 間 送 金 決 済 実 施 日			支 払 等 記 録 日
	7 営 業 日 前 以 前	6 営 業 日 前	5 営 業 日 前	4 営 業 日 前	3 営 業 日 前	2 営 業 日 前	1 営 業 日 前	支 払 期 日	1 営 業 日 後	2 営 業 日 後	3 営 業 日 後 以 降
1．発生記録請求 （請求者：債務者）	○	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	－	－	－	－	－	－
（請求者：債権者）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2．譲渡記録請求 （請求者：債権者）	○	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	－	－	－	－	－	△ （注 5）
3．分割記録請求 （請求者：債権者）	○	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	○ （注 10）	－	－	－	－	－	－
4．支払等記録請求 （口座間送金決済以外の方法で決済した場合）（注 1） （請求者：債権者）	○	○	○	○	○	－	－	△ （注 6）	△ （注 6）	△ （注 6）	○
	○ （注 7）	－	－	－	－	－	－	△ （注 6）	△ （注 6）	△ （注 6）	○
5．変更記録請求 （1）住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 （請求者：債務者、債権者、保証人（注 2））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ （注 8）
（2）債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合（注 3） ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態（譲渡や保証が行われる前） a．オンラインで承諾を得る方法（注 4） （請求者：債務者、債権者）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○ （注 9）	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○ （注 9）	－	－	－	－	－	－

（注 1）口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
（注 2）でんさいライトサービスの利用契約の場合は、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人（譲渡人）。
（注 3）「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
（注 4）オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の 4 項目のみ。
（注 5）支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
（注 6）債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の 3 営業日後）。
（注 7）支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
（注 8）債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
（注 9）書面での手続きとなるので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なる。
（注 10）でんさいライトサービスの利用契約の場合は可。